

# 差止請求書兼申入書

2010年2月19日

東京都渋谷区広尾一丁目3番14号  
株式会社 Plan・Do・See 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL075-211-5920

FAX075-251-1003

(担当)理事・事務局長 長野 浩三(弁護士)

## 第1 差止請求について

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。)

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

## 第2 請求の要旨

当NPO法人は、貴社に対し、

- 1 貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、キャンセル

料につき、貴社が作成する下記の「ウェディングパーティーご利用規約」で定められたキャンセル料規定を含む意思表示を行わないこと

記

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算の起算日は、開催日前日とさせていただきます。以下の「最低保証金額」はお客様より書面によってキャンセルする旨ご連絡を受けました日（郵便消印日）をもって算定いたします。

- ① 150日以前 本規約書の1で定めるお申込金の全額（100,000円）
- ② 149日～121日以前 最低保証金額の50%
- ③ 120日～91日以前 最低保証金額の70%
- ④ 90日～61日以前 最低保証金額の90%
- ⑤ 60日～16日以前 最低保証金額の100%
- ⑥ 15日～前日および当日 最終打合せ時確定金額の全額

最低保証金額＝（お料理最低保証額¥10,000＋お飲物最低保証額¥4,000）×契約時お申込人数＋正規の会場使用料

※上記①～⑤に該当する場合につきましては、すでに当社とお客様の間において実施した打合せにおいて、ご注文をお受けしたもののなかで、費用が発生している場合は、その料金についてもお支払いいただきます

- 2 同内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄すること
- 3 上記1につき、従業員らに対し周知させ、同項の意思表示を行わないよう指示すること  
を請求する。

第3 紛争の要点

- 1 キャンセル料が高額すぎ、消費者契約法9条1号により無効となる部分があること。

(1) 貴社が作成する「ウェディングパーティーご利用規約」の6①は、挙式披露宴開催日の150日以前のキャンセル料が、申込金である10万円の全額であると定められている。挙式披露宴実施日がキャンセル日の1年後であっても、2年後であっても、第6項①に定められたキャンセル料が適用される。実施日か

複写

ら、150日以前の解約であれば、同一の日時に別個の挙式披露宴その他の宴会が申し込まれる可能性は極めて高く、新たに勧誘することによって、カバーできるものである。仮に新たな申し込みが入らなかったにしても、他の予約申し込みを断ったことによる損害の可能性は低く、当初より契約がなかったと同じに考えられ、よって、実費以外にキャンセル料を請求する条項は、消費者契約法9条1号により平均的損害を超える部分は、無効である(実施日から1年以上前の解約金条項につき無効の裁判例として、東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁がある。)

- (2) 貴社が作成する「ウェディングパーティご利用規約」の6②③④⑤は、挙式披露宴開催日の149日から121日以前、120日から91日以前、90日から61日以前、60日から16日以前までを区分して、それぞれのキャンセル料が、最低保証金額の50%、70%、90%、100%と定められている。さらに、既に発生している費用は別途請求できることとなっている。

最低保証金額の中には、ア、「お料理最低保証額」が含まれるが、149日から16日以前に、食材等の調達という実損害はないと考えられ、仮に調達済みであっても転用の可能性は高く、製造費も発生していないと考えられる。次に、イ、「お飲み物最低保証額」も最低保証金額の中に含まれるが、調達の実損害はないと考えられ、仮に調達済みであっても転用の可能性は食材にも増してかなり高い。よって、これらのキャンセル料規定は、消費者契約法9条1号に定める平均的損害を超えた額を定めるものであり、平均的損害を超える部分は無効である。

- (3) 貴社が作成する「ウェディングパーティご利用規約」の6⑥について、挙式披露宴開催日の15日から前日および当日のキャンセル料が、最終打合せ時確定金額の全額であると定められている。

しかし、実際には提供されていない部分の、しかも最低保証額でもなく、提供されることが予定されている料理や飲み物全額、サービス料も含めた解約料を定めることは、実際に結婚式・披露宴を実施した金額全体が損害になるとは考えられない(少なくとも提供しない飲み物などは他に転用可能でありこの部分は損害にはならない。)。このキャンセル料規定は、消費者契約法9条1号に定める平均的損害を超えた額を定めるものであり、平均的損害を超えた部分は無効である。

- 2 以上のとおり、上記請求の要旨1にあげた貴社のキャンセル料条項は、無効な部

分を含んでおり、当NPO法人は、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨のとおり、貴社に対し、上記無効な契約条項を含む意思表示の差止及び必要な措置を請求する。

#### 第4 訴えを提起する予定の裁判所 京都地方裁判所

#### 第5 申入

以下は、消費者契約法12条の差止請求ではなく、消費者団体として申し入れます。

上記のとおり、貴社の上記契約条項は無効であり、貴社が同条項に基づき、解約時に消費者に返金するにあたり、貴社が定めるキャンセル料を取得することはできません。

ついては、①今後キャンセルする消費者からキャンセル料を取得するか否か、②過去にキャンセルした消費者に対し無効なキャンセル料条項に基づいて取得したキャンセル料を返金するか否か、③過去にキャンセルした消費者に対し返金する場合はどの時期まで遡って返金するのか、につき、本書到達後1週間以内に文書で貴社らのご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

複写

複写

複写

(付記)

差出人

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

受取人

〒150-0012 東京都渋谷区広尾一丁目3番14号

株式会社Plan・Do・See 御中

郵便認証司

平成22年 2月19日

この郵便物は平成22年 2月19日  
第10276328160号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社  
受付通番：2010021915381500100000号

4 / 4頁

東京  
22. 2. 19  
12-18